

議案第25号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正概要

1 改正の内容

被用者保険の被保険者が、75歳到達等により後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、その世帯の65歳以上の被扶養者（旧被扶養者）が新たに国民健康保険の被保険者になるときの保険税負担の緩和のため、保険税の所得割を全額免除とし、均等割と平等割も最大で半額とする減免措置を平成20年度から行っています。

平成31年4月からは、国の通知により、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置の期間見直しにあわせ、国民健康保険においても保険税の均等割と平等割の減免措置を国保資格取得日の属する月から2年間に限ることとなりました。（但し所得割の減免措置は当分の間継続します。）

このため、国民健康保険税条例について、旧被扶養者にかかる保険税の減免期間を見直す改正を行います。

2 旧被扶養者に係る減免適用期間の経緯

平成20～21年度 後期高齢者医療制度開始に伴い、減免措置を開始			
国保加入期間(年数)	1年目	2年目	3年目以降
所得割額(100%減免)	→		減免を適用しない
均等割額(最大50%減免)	→		
平等割額(最大50%減免)	→		
平成22～30年度 国の減免措置の継続方針に伴い、減免期間を延長			
国保加入期間(年数)	1年目	2年目	3年目以降
所得割額(100%減免)	→		
均等割額(最大50%減免)	→		
平等割額(最大50%減免)	→		
平成31年度～ 後期高齢者医療制度見直しにあわせ、減免期間を一部変更			
国保加入期間(年数)	1年目	2年目	3年目以降
所得割額(100%減免)	→		
均等割額(最大50%減免)	→		減免を適用しない
平等割額(最大50%減免)	→		